

住民税および所得税の申告相談

会場 棚倉町役場3階正庁

期間 2月13日(金)～3月16日(月)

令和8年度住民税(町県民税)および令和7年分所得税の申告相談を実施しますので、申告が必要な方は期限内に忘れずに申告をしてください。なお、青色申告、消費税の申告は税務署の申告会場又は e-Taxをご利用ください。

※複雑・特殊な申告のため税務署の判断が必要な場合には、税務署での申告をご案内する場合がございますのでご了承ください。

※相続税・贈与税等の相談はできませんので税務署にご相談ください。

◆お問い合わせ 税務課 課税徴収係 Tel33-2118

◇申告が必要な方

- ・令和8年1月1日現在、棚倉町に住所のある方
- ・国民健康保険加入世帯または後期高齢者医療保険加入世帯の方
- ・農業や営業等の各種事業を営んでいる方、内職等の収入がある方
- ・地代や家賃等の不動産収入がある方
- ・土地や建物、株式等の譲渡がある方
- ・2か所以上から給与の支給があり、年末調整をしていない方

※令和7年中に収入がない場合でも、その旨申告が必要となる場合があります。

◇申告が不要な方

- ・収入が給与のみで勤務先で年末調整が済んでいる方
- ・公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の方

※源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は申告が必要です。

◇申告相談に関する注意点

○受付を午前中に済ませても、混雑状況により午後の相談となる場合がありますのでご了承ください。また、混雑状況によっては整理券をお配りし、時間を区切り案内する場合がございます。

○申告用紙、収支内訳書、医療費控除の明細書等は、税務課の窓口にて用紙を準備しておりますのでご利用ください。

また、医療費控除明細書の添付として、領収書を受診者・医療機関ごとに整理集計してお持ち願います。

○一人あたりの相談時間を短縮させるため、事業収支や医療費等は、必ず取りまとめた上でお越しく下さい。集計されていない場合は、ご自身で集計のうえ再度来庁をお願いする場合がございます。

○申告後に不足書類等があった際は、再度書類のご持参をお願いする場合がございますのでご了承ください。(特に住宅借入金等特別控除、譲渡所得等)

確定申告はスマホからできます

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取りに対応したスマホをお持ちの方は、国税庁ホームページから確定申告書の作成と提出ができます。



国税庁 確定申告書等作成コーナー

便利です

- ・混雑する申告会場に行く必要がありません。
- ・時間を選ばず申告できます。
- ・画面の案内どおり入力すると、自動計算で確定申告書が作成されます。

詳しくは

確定申告書等作成コーナー

で検索ください。

白河税務署

所得税・消費税 申告書作成会場

白河税務署が下記のとおり申告書作成会場を設置します。

【開設場所】 白河市産業プラザ人材育成センター

【開設期間】 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後4時

※土曜・日曜・祝日を除きます。

【持ち物】 ・スマートフォン

・マイナンバーカード

(暗証番号2種類)

・申告に必要な書類 等

・ご自身のスマホにより、ご自分で申告書等を作成していただきます。

・相談を希望される方は、LINEによる事前予約をお願いします。

国税庁LINE



◆お問い合わせ 白河税務署

0248-22-7111(代表)

※音声案内で「2」番を選択ください。

◆申告相談の受付日程（会場：役場3階正庁）

受付月日	曜日	行政区名	還付申告のみ
2月	13日 金	社川・高野・近津山岡地区	
	16日 月	棚倉地区	
	17日 火	瀬ヶ野・小爪・祝部内・富岡	
	18日 水	山際・福岡・強梨・大梅・漆草・戸中	
	19日 木	寺山・双ノ平・塚原	
	20日 金	八槻	
	24日 火	流・祖父岡・山田・岡田	
	25日 水	下山本・上手沢・下手沢	
	26日 木	中山本・北山本	
	27日 金	板橋・玉野・福井	
3月	※1日 日	全地区（地区指定なし）	
	2日 月	一色・上台・逆川・天王内	
	3日 火	堤・金沢内・小菅生	
	4日 水	棚倉（1・8区）	
	5日 木	棚倉（2区）・館ヶ丘	
	6日 金	棚倉（3・5区）	
	9日 月	棚倉（4・11区）・堀川	
	10日 火	棚倉（6・7区）	
	11日 水	棚倉（9・13区）	
	12日 木	棚倉（10・12区）	
	13日 金	棚倉（14・15区）	
	16日 月	全地区（地区指定なし）	

※可能な限りお住まいの地区の受付日にお越しください。
ご都合がつかない場合には地区以外の日程でお越しいただくことも可能です。
※3月1日(日)は大変混雑が予想されます。
平日に来庁可能な場合は、平日の申告相談をご利用いただくか、スマホ等からの申告をご利用ください。
※最終日 3月16日(月)も混雑が予想されますので、お早めに申告相談にお越しください。

受付時間	午前の部	午後の部
平日	8:45～11:30	13:00～16:00
※3月1日(日)	8:45～11:00	13:00～15:00

◆インターネットによる事前予約方法

申告当日の待ち時間を短縮し、混雑緩和を図るため、インターネット（棚倉町スマート申請システム）による事前予約を行います。電話や窓口での予約は出来ませんのでご了承ください。

○予約受付開始日 令和8年2月2日(月)から
・予約画面は予約受付開始日から公開となります。
・申告相談を希望される2日前までにご予約ください。



◆チェックリスト 申告当日 持ち物の例

- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ☐ 扶養親族等のマイナンバーが分かるもの
- ☐ 申告者の金融機関の通帳および通帳印（口座振込による納付または還付がある場合に必要となります）
- ☐ 税務署からのお知らせのハガキ（届いた方のみ）
- ☐ 令和7年中の収入がわかるもの
 - ・給与所得者や公的年金受給者 …源泉徴収票
 - ・農業、営業、不動産、山林収入のある方 …収支内訳書または収支を記載した帳簿書類
 - ・土地や家屋の譲渡があった方 …買取申出証明書・買取証明書又は売買契約書及び譲渡に伴い支出した費用の領収書等
 - ・その他収入があった方 …収入が分かるもの（個人年金や保険の満期受取、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書・取引報告書等）
- ☐ 各種控除の証明ができるもの
 - ・医療費控除 …医療費控除の明細書（医療機関等の領収書をまとめたもの・集計必須）や医療費のお知らせ、おむつ代がある方は、「おむつ使用証明書」とその領収書
 - ・セルフメディケーション税制を受ける方：医薬品の領収書や各検査・診断等の通知書または医療費控除の明細書
 - ・社会保険料控除 …社会保険等の任意継続、国民年金保険料、農業者年金保険料等の領収書・控除証明書
 - ・生命保険料控除/地震保険料控除 …生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書・払込証明書等
 - ・寄付金控除 …寄付額証明書
 - ・障害者控除 …障害者手帳等
 - ・住宅借入金等特別控除 ※1年目の方は税務署での申告を推奨
 - ①1年目の方…登記簿謄本・借入金の年末残高証明書・工事請負契約書、補助金の額を証する書類、認定長期優良住宅の場合は認定通知書・住宅用家屋証明書（または建築証明書）等
 - ②2年目以降の方…借入金の年末残高証明書・住宅借入金等特別控除申告書

・30分単位での予約となります。
・予約枠が定員に達した場合は予約受付を締切ります。
・初めてご利用になる方は、利用者新規登録が必要となります。
・予約及び詳細につきましては、町ホームページ又は左のQRコードからお進みください。（棚倉町スマート申請トップページ > 申請できる手続き一覧 > 個人向け手続き に掲載を予定しております。）